

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年7月まで
昭和48年6月30日に勤務先を退職後、当時役場に勤務していた夫が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料も義父母と一緒に納付組織で納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得年月日から、A町（現在は、B町）において、申立期間経過後の昭和50年7月から同年8月頃までに払い出され、同年4月1日に資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金には未加入となっている。

また、C共済組合の回答によれば、申立人は申立期間において、夫の被扶養者となっていることが確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入期間であり、上記国民年金手帳記号番号払出時点において、制度上、遡って国民年金被保険者資格を取得し、保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、申立期間の前後を通じて継続してA町に居住しているなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、B町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に、申立期間における加入記録等の記載は無く、同名簿の記録はオンライン記録とも一致している上、納付組織に関する資料も既に廃棄されており、申立期間の加入状況、保険料納付状況等を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取厚生年金 事案561

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年7月1日まで

A社(B社と合併し、C社を設立後、D社に営業譲渡)に勤務していた期間に給与が下がるようなことはなかったため、申立期間の標準報酬月額が昭和44年9月に比べて下がっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、入行後、給与が下がるようなことはなかったため、昭和44年10月に標準報酬月額が2万8,000円から2万6,000円に減額されることは考えられないとしている。

しかし、D社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等の資料は承継していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社本店及び各支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と一緒に本店採用されている同年齢の男性行員10人(申立人を除く。以下同じ。)のうち、申立人と同様に昭和44年7月に標準報酬月額が増額した者が4人おり、そのうち同年10月に減額されている者が2人いることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿の記載内容はオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の修正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。